

埼玉県福祉有償運送運営協議会事務局連絡会議設置要綱

(名 称)

第1条 この会の名称は、埼玉県福祉有償運送運営協議会事務局連絡会議（以下「連絡会議」という。）とする。

(目 的)

第2条 連絡会議は、県内市町村が単独又は共同で設置した福祉有償運送に係る運営協議会（以下「協議会」という。）における課題等を共有し運営の円滑化を図るとともに、道路運送法（平成18年法律第40号。以下「法」という。）第79条第2号の登録を行うNPO法人等による福祉有償運送の円滑な実施を推進するために設置する。

(構 成)

第3条 この連絡会議は、別表に掲げる協議会事務局市町村及び埼玉県福祉事務所に
より構成する。

2 連絡会議の運営上、必要がある場合は、構成機関以外の者をアドバイザーとして出席させることができる。

(会議事項)

第4条 連絡会議は、次の事項について協議等を行う。

- (1) 法第79条第2号の登録等の申請に係る疑義事項等に関すること
- (2) 福祉有償運送の適正な実施に関すること
- (3) 福祉有償運送における課題の検討に関すること
- (4) その他協議会の運営の円滑化及び福祉有償運送の円滑な実施に関すること

(開 催)

第5条 連絡会議は、福祉有償運送の適正な実施のために必要があるときに開催する。

(事務局)

第6条 連絡会議の事務局は、埼玉県福祉部福祉政策課が担当する。

附 則

この要綱は、平成18年1月6日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

別 表

埼玉県福祉有償運送運営協議会事務局連絡会議構成機関

地 区	県福祉事務所
さいたま市	—
南部地区	東部中央福祉事務所
北足立北部地区	同上
入間東地区	西部福祉事務所
入間西地区	同上
比企地区	同上
秩父地区	秩父福祉事務所
児玉地区	北部福祉事務所
大里地区	同上
北埼玉地区	東部中央福祉事務所
埼玉南地区	同上
埼玉北地区	同上